

厚労省「第11回 保険者による健診・保健指導等に関する検討会」 2012/12/13 同検討会の下にワーキンググループ開催へ

12月12日の「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」（座長：多田羅浩三・財団法人日本公衆衛生協会理事長）は、平成26年度後期高齢者支援金の減算基準などについて議論を行った。



最初に事務局から、同検討会の下に「特定健診・保健指導の医療費適正化効果等の検証のためのワーキンググループ」を開催

することが提案された。これは、同検討会の多田羅座長を含む構成員4名が、レセプト情報・特定健康診査等情報データベース（NDB）を活用して、特定健診・保健指導の医療費適正化効果等を学術的に検証するというもの。スケジュールとしては、2013年1月から3月ごろまでに検証の方法や内容等を議論して決定し、4月ごろから具体的な検証作業を実施するという案が示された。構成員から特に意見はなく、了承された。

次の議題は、平成26年度後期高齢者支援金の減算基準について。事務局は、7月の同検討会取りまとめでは、平成22年度実施率（速報値）における特定健診・保健指導の実績に基づき調整済実施係数0.65以上の保険者を対象とするとしていたが、新たに実施率の確報値が公表されたため、確報値によって試算し直した各種数値に基づき減算基準について再度議論をお願いしたいという旨の説明を行った。これに対し構成員からは、「何をどう議論すべきなのか、よく分からない」「もう少し詳しいデータがほしい」といった意見が挙がったため、事務局は、次回会合でより詳しいデータを提示するとし、詳細データに基づき、再度の議論にお諮りしたいと応じた。

その他に、「特定保健指導におけるICT（情報通信技術）を活用した遠隔面談について（案）」も議論された。これは、本年11月30日の閣議決定「日本再生加速プログラム」で、「特定健診に基づく保健指導においてICTを活用した遠隔面談を可能とするよう制度の見直しを行う（平成24年結論、平成24年度措置）」とされたことを受け、遠隔面談導入を検討するというもの。事務局は、昨年12月から開催されている「実務担当者による特定健診・保健指導等に関するワーキンググループ」が、導入に当たっての実務的な検討事項を議論し、同検討会がその議論を踏まえて検討したい、と提案。

委員からは、この「平成24年結論、平成24年度措置」とはどういう意味かという質問が挙がり、事務局は「平成24年度までに制度見直しを決め、平成25年度からの実施ということで構わない」との解釈を示した。また、他の委員からは「閣議決定として決まっている以上、遠隔面談を必ず実施するということなのか」との質問が出され、事務局は「そういうことではないかと認識している」と回答する場面もあった。

次の開催日時は未定。